

年金を受給している皆さんへ

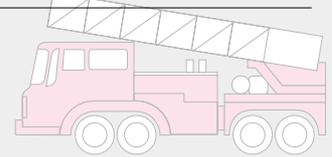
年金を将来にわたって、正しく受けていただくためには、届け出を必要とする場合があります。また、届け出を忘れると年金の受取りが遅れたり、年金を受取りすぎて返していただくこともありますので注意してください。

こんなとき	こんな届け出を
誕生月がきたとき	年金を受けているかたが、毎年1回、誕生月に「現況届」を必ず提出してください。この届けが提出されないと年金の支払いが一時止まります。
氏名を変えたとき	結婚や養子縁組などにより氏名を変更したときは、年金証書を添えて「年金受給権者氏名変更届」を提出ください。 添付書類...戸籍抄本または、住民票
住所や年金の受取り先を変えるとき	住所や年金の支払いを受ける金融機関や郵便局を変更したときは、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を提出してください。 支払機関の変更は金融機関の証明が必要です。
年金証書をなくしたとき	汚したり、なくしたときは、「年金証書再交付申請書」を提出してください。
死亡したかたに受け取れるはずの年金が残っているとき	生計を同じくしていた一定の遺族のかたに、死亡した月の分までの年金が支払われます。 「未支給年金保険給付請求書」の届けが必要です。 添付書類...戸籍謄本・住民票・除票・年金証書・預金通帳

▶ 提出先 岐阜南社会保険事務所 ☎ 273-6167

消防署

お出かけ前に 火の元チェックを!!



隣家に延焼することも多くあります。

そこで、お出かけ前には、次のことをチェックするよう心がけましょう。

一、ガス器具のコック・元栓は、完全に閉めてありますか。

二、タバコの後始末は確実にしてありますか。

三、アイロン、ヘアドライヤーなど電気器具のプラグは抜いてありますか。

四、家の周りには、燃えやすい物が置いてありませんか。

五、戸締りをしっかりして、お隣りへ「ひと声」をかけていますか。

安心して行楽を楽しめるように、急いでいるときでも、もう一度、火の元をチェックしましょう。

暑い夏も過ぎ、季節は秋へと移りますが、行楽など外出の予定をされていますか。
家族そろっての外出は楽しいものです。しかし、出かけた先でガスの元栓や戸締りなど気になるようでは、楽しさも半減してしまいます。



羽島郡広域連合 ☎ 388・1195